

ホットな消費者ニュース

～あなたの地域の危ない商法・27年4月号



★スマートフォンを紛失！～不正利用を防ぐには～・・・宗像市消費生活センター

(相談事例)

昨日、帰宅した際に、電話をしようとしてスマートフォン（スマホ）を探したところ、バッグの中に入れていたはずなのに見当たらない。どうやら外出先で紛失したようだ。今後、どう対処したらいいか。

(アドバイス)

1. 最初に自分のスマホに電話を掛けてみましょう。
2. 「なくした」と思われる場所を管轄する警察署へ届出を出しましょう。また駅やスーパー等での紛失の場合、直接事業者にお問い合わせすることも有効です。
3. 携帯電話会社によっては、スマホの紛失・盗難時に端末の遠隔ロックサービスやGPS機能を使ってスマホの位置情報を検索するサービスを提供している場合があります。事前に紛失・盗難時に利用できるサービスの手続き方法、連絡先を確認しておきましょう。
4. 不正利用を防ぐため、携帯電話会社に通信回線の停止手続きを行いましょう。
※回線停止後は遠隔ロックや位置検索サービスは利用できなくなります。利用停止中でも基本料金やパケット定額料金等はかかります。

スマホにはメールや電話帳をはじめ、たくさんの個人情報がつまっています。紛失や置き忘れをしてしまうと、情報を盗み見られたり、写真やクレジット情報などのデータが流出したりする危険性があります。ふだんから他の人に使われないように携帯電話端末のロック機能等を設定し、データのバックアップをとるなど備えておきましょう。

★ネット通販で注文したが、偽物のため税関で没収された。・・・福岡県消費生活センター

(相談事例)

ネット通販会社（日本語ページ）で有名ブランドのダウンジャケットを注文したが、税関から認定手続開始通知（※注）が送られてきた。キャンセルをメール送信したが、返信がない。税関では、偽物と認定され処分された。クレジットカードから代金を引き落とされないようにしたい。

(処理結果)

販売会社のサイトを確認したところ、会社の住所・電話番号の記載がなく、国際貨物による配送を想定させる表示があった。

偽ブランド品の通信販売に関する相談事例を紹介し、カード会社にキャンセルを申し出、支払いについて相談するよう助言した。

(アドバイス)

ネットショップをサイトの品揃えやネット上の評判だけで信用できるかどうか判断するのは危険です。

「特定商品取引に基づく表示」がきちんと表示されているかどうかを確認しましょう。

ネット通販にはクーリング・オフ制度はありませんが、ホームページ内に返品に関する記載がない場合は、商品が届いてから8日以内ならば送料消費者負担で返品できます。

（※注）税関で知的財産を侵害していると疑われる物品が発見された場合に、侵害しているか否かを認定するための手続きを執る旨を通知した文書のことです。

困ったときは、
まずはご相談
下さい！



● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県	092-632-0999	(日曜日も電話相談可)
福岡市	092-781-0999	(第2・第4土曜日も電話相談可)
北九州市	093-861-0999	(土曜日も相談可)
久留米市	0942-30-7700	(第2日曜日も相談可)
飯塚市	0948-22-0857	
宗像市	0940-33-5454	(第2・第4土曜日も電話相談可)

* 「消費者ホットライン」0570-064-370 (あなたの地域の消費生活センターにつながります。)

* 電話のかけ間違いにご注意下さい。